



UAゼンセン 安全衛生トピック

発行：UAゼンセン
労働条件局
(2024年12月1日)

2025年度標語

気付こう自分目線の思い込み、伝えよう相手目線の思いやり

12月度標語

いつもと違うと気付いたら迷わず周りに報・連・相 あなたの気付きが職場を守る

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で54回目を迎えます。

令和5年の労働災害による死亡者数は755人と過去最少だったものの、休業4日以上死傷者数は135,371人となり、3年連続で増加となった。そのうち60歳以上の高齢者の割合は29.3%となっており依然として増加傾向にある。また本年8月末までの労働災害発生状況をみても、前年同期に比べて休業4日以上死傷者数は、全体で1.5%増加しており、業種別では製造業で0.1%、第三次産業で3.0%の増加、事故の型別では「転倒」で0.9%、「動作の反動・無理な動作」で2.4%増加している。

こうした状況の中で、特に年末年始は大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増すとともに多忙による焦りや疲労からミスやエラーが起こりやすくなります。各事業場においては、非正常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施が一層重要となってきます。併せて、転倒・腰痛災害予防のため、身体機能の維持向上のための取り組みや、感染症予防を含めた労働者の健康管理にも全員で取り組むことが大切です。

皆で力を合わせて無事に一年を締めくくりに明るい新年を笑顔で迎えられるよう、自身の安全・健康の確保はもちろん、周囲の仲間とも声を掛け合いながら安全衛生の取り組みを進めていしましょう。



年末年始の災害防止を徹底しよう!

「今年もやります! 基本作業の徹底 年末年始も無災害」

非正常作業時の災害を防ぐ!

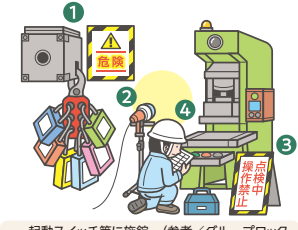
大掃除などで一斉に設備を停止した上で点検や修理を行う「非正常作業」では、「はさまれ・巻き込まれ」などの災害に特に注意が必要です。

事前準備

作業計画書の作成、作業の手順・方法の決定などを協力会社や安全衛生担当部門関係者が事前に行った上で、リスクアセスメントも実施して調整しましょう。

作業開始前ミーティング

作業の進め方、合図の方法、禁止事項などを確認し、リスク情報を共有しましょう。必要な保護具の着用の確認も忘れずに。



1 起動スイッチ等に施設。(参考/ブルーブロックアウト方式:複数人がキーを持ち、全員のキーが揃わなければ機会が起動しない方法)

2 暗い場所は補助照明などで適正な照度を保つ。

3 動力を遮断し(電源を切り)、機械設備を完全に停止させ、操作盤等の近くに「点検のため操作禁止」など目立つように表示する。

4 チェックリストなどを使って漏れなく点検。指差し呼称で手順や安全の状態を確認する。

作業中に不測の事態が生じたら、作業を中断して作業指揮者に報告

合図は大きな声でハッキリと決められた方法で

作業が終了したら...

・無効にした安全装置、取り外した安全カバーなどを元に戻して、作業場を整理・整頓。
・ヒヤリ・ハット情報などがあれば、作業指揮者に報告。

脚立作業のポイント



- 1 天板の上に乗らない。脚立にまたがらない。
- 2 脚立は水平な安定した場所に設置する。
- 3 脚部に滑り止めの付いた脚立を使用し、開き止め金具を確実にロックする。
- 4 踏さん上で作業する際は、足を軽く開き、脚や膝を軽く天板に当てて体勢を安定させる。つま先立ちには危険!
- 5 周囲に「作業中」などの注意喚起の表示をする。
- 6 脚立は原則として2m未満のものを使う。

健康管理をしっかりと

冬は身体が冷える上、年末年始は生活リズムも不規則になりがちで、体調を崩しやすくなります。いつも以上に健康状態に気を付けて、免疫機能を高める工夫をしましょう。



- 1 からだを温める
- 2 睡眠をしっかりとる
- 3 適度な運動
- 4 バランスの良い食事
- 5 体調の悪いときは無理しない

転倒に注意!

慌ただしい年末年始は、転倒などにつながる不安全な行動をしがちです。また、雪や凍結した路面も注意が必要です。しっかりと対策をして、安全を確保しましょう。



チェックしてみよう! 例えば...

- ☐ 通路や出入り口、階段などに物を放置していないか
- ☐ 床、通路などの水、油、粉類はその都度取り除いているか
- ☐ 安全に移動できるように、十分な明るさ(照度)が確保されているか
- ☐ 台車などは、荷が崩れたりしないよう安全に使用しているか
- ☐ 階段の滑り止めは外れていないか
- ☐ 段差のある箇所や滑りやすい場所に、注意を促すステッカー(標識)を掲示しているか
- ☐ 作業靴の底がすり減って滑りやすい状態になっていないか
- ☐ 「歩きスマホ」など足元から注意がそれる行動をしていないか
- ☐ 転倒などを予防するための教育を行っているか

冬季の安全運転

交通事故は年の後半に多くなる傾向にあり、特に12月に多発しています。一人ひとりが安全運転を心がけるとともに、毎日のミーティングなどでも繰り返し注意喚起しましょう。

出発前の準備

・目的地方面の交通情報や降雪など気象情報を収集。
・タイヤの摩耗状態、燃料の補給、タイヤチェーンの使い方などを事前に確認。冬タイヤでも走行困難になることがあるため、タイヤチェーンは必ず携行する。

「急」のつく運転を避ける

・急ハンドル、急ブレーキ、急発進などは、スピンやスリップの原因になる。時間と心に余裕を持つ!

凍結しやすい場所に注意

・橋の上、日の当たらない道路、交差点やカーブの手前などは凍結しやすいので、あらかじめスピードを落として徐行運転する。

車間距離を十分に確保する



年末年始に実施状況を確認する事項

- 1 KY (危険予知) 活動を活用した非正常作業における労働災害防止対策の徹底
- 2 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- 3 化学物質リスクアセスメントを含めた化学物質管理の徹底
- 4 転倒・墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- 5 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- 6 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- 7 高齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり
- 8 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進

ご存じでしたか？

エイジフレンドリーガイドライン

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

死亡災害状況

(2024年11月7日現在)

業種	2024年(1~10月)		2023年(1~10月)		対前年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	570	100	545	100	25	4.6
製造業	109	19.1	101	18.5	5	7.9
第三次産業	142	24.9	148	27.2	-6	-4.1

資料出所：厚労省「労働災害発生状況」

UAゼンセンでの重大災害発生状況

(2024年11月15日現在)

事故の型	2024年(9~11月)	2023年(9~11月)	対前年比較
転落・墜落	死亡/1名(69歳)	死亡/1名(68歳)	±0
はさまれ	死亡/1名(59歳)	0	+1
巻き込まれ	重症/1名(56歳)	0	+1

事業所	60歳以上の高齢労働者が業務に従事している	「エイジフレンドリーガイドライン」を知っている	「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき対策に取り組んでいる	高齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組む方針の表明	高齢労働者に対するリスクアセスメントの実施	身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施	設備・装置の導入	身体機能の低下を補う	考慮した作業管理	高齢労働者の特性を考慮した作業管理	実施	労働災害防止を目的とした体力チェックの	個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応	応じた教育	高齢労働者の特性に	その他
	77.7%	23.1%	19.3%	20.3%	29.4%	25.2%	56.5%	10.3%	49.5%	27.7%	1.4%					

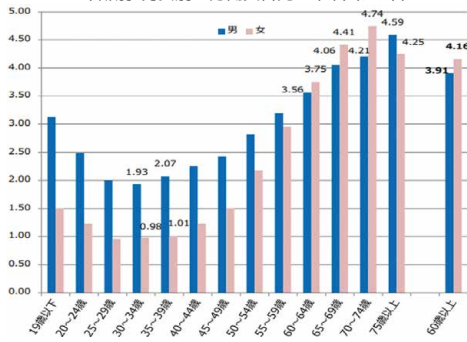
高齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいない理由

必要性を感じない	自社の60歳以上の高齢労働者は健康である	他の経営課題と比較して優先度が低い	高齢者扱いをすると労働者が反発する	取り組み方がわからない	労働者の関心がない	その他	不明
23.2%	48.1%	14.2%	12.9%	33.5%	15.4%	3.4%	3.1%

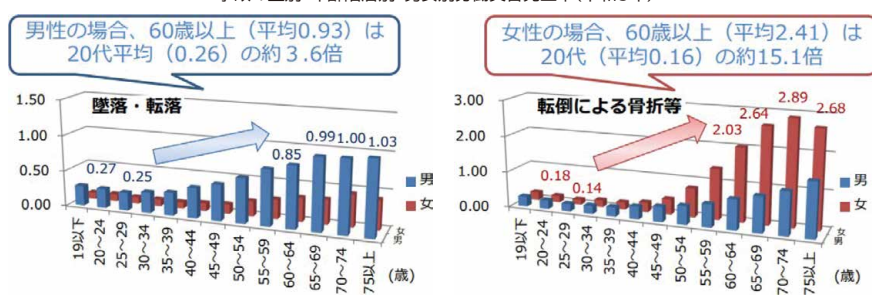
高齢労働者の労働災害の特徴【年齢別・男女別の労働災害発生率(令和5年)】は、60歳以上の男女別の労働災害発生率を30代と比較すると、男性は約2倍、女性は約4倍となっています。また、【事故の型別・年齢階層別・男女別労働災害発生率(令和5年)】は、「墜落・転落」における60歳以上の男性の場合は20代平均の約3.6倍、「転倒による骨折等」における60歳以上の女性の場合は20代平均の約15.1倍となるなど、高齢労働者に対し、労働災害防止の安全衛生対策を取ることは喫緊の課題となっています。

厚生労働省では、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害防止のための健康づくりに関するガイドライン「エイジフレンドリーガイドライン」を発行していますが、60歳以上の高齢労働者が業務に従事している事業所において認識している割合は、わずか2割にしかすぎません。これを契機とし、高齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等を企業に働きかけ、労使一体となって取り組みを進めましょう。

年齢別・男女別の労働災害発生率(令和5年)



事故の型別・年齢階層別・男女別労働災害発生率(令和5年)



エイジフレンドリーガイドラインの概要

1. 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2. 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主としてハード面の対策)

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高齢労働者の特性を考慮した作業管理(主としてソフト面の対策)

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3. 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4. 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- 基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

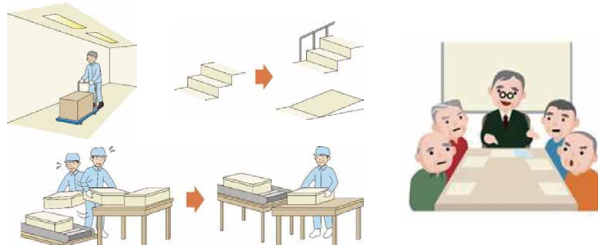
● 心身両面にわたる健康保持増進措置

- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」やに基づく取組に努めます。
- 集団及び個々の高齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。
- 「労働者の心の健康の保持増進のための指針(メンタルヘルス指針)」に基づく取組に努めます。

5. 安全衛生教育

● 高齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)





健康経営の必要性を提起する経済産業省の山崎課長補佐

“仕事をつうじて組合員が健康になれるように” 「健康経営」推進をテーマに秋の安全衛生担当者学習会を開催

“健康経営のさらなる推進には労働組合の関与が不可欠”

UAゼンセンは2017年以降、「安全で健康に働くことができ、働くことが心身の健康につながる職場」を掲げ、労働安全衛生に取り組んでいます。2024年11月20日、UAゼンセンは2024年度「秋の安全衛生担当者学習会」をZoom併用で開催。加盟組合労使を中心に約70名が出席し、「健康経営」に関して理解を深めました。

冒頭、松井健労働条件局長は、「従来の安全衛生活動は、事故や疾病の予防といった『仕事をつうじて労働者が不健康状態に陥ることを防ぐ』ことを大きな目的としてきた。仕事内容の変化などもあり、今後は『仕事を通じて労働者が健康になる』ということを目指すべき」と述べた。

学習会では、経済産業省が推進している『健康経営』の視点で、労働組合はどのように従業員（組合員）の健康に関与していくべきかという点について理解を深めていきたい」と述べました。

その後、経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課の山崎牧子課長補佐を講師に招き、「健康経営の足跡とこれから」と題した講演を実施。山崎課長補佐は、人口減少と高齢化が進展する日本において、より一層、職場での「予防・健康づくり」を強化する必要性を提起。そのうえで、健康経営を「従業員の健康保持・増進の取り組みが、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えのもと、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること」と捉え、業績や企業価値の向上といった企業への効果はもとより、国民の健康増進といった社会への効果も見込めることを示しました。さらに、健康経営に対する顕彰制度などを示しながら、「経済産業省は引き続き、各種施策をつうじて健康経営を後押ししていく。これからも健康経営の裾野を広げ、職場や地域をはじめ、さまざまな当事者と連携し、より一層充実をはかっていきたい」と強調しました。

“最強戦略としての健康経営”を労働組合の視点で考える

続いて、大阪公立大学の新井卓二客員教授から「最強戦略としての健康経営」と題して、健康経営の取り組み手法や労働組合としての関わり方についての講義をいただきました。新井教授は従来の人材開発に「ウェルネス健康キャリア」の視点を導入する重要性を指摘。現在、企業は健康経営を土台（基礎）の戦略として捉えているとしたうえで、健康寿命が伸びていくなかで、一人ひとりが仕事をしながら健康な状態で生活を楽しむことを意識する必要があると提起しました。また、健康経営に期待されるさまざまな効果を示しつつ、「あらゆる企業において、まずは現状を把握すること。そして、できることから健康経営を始めることが重要。始めたあとで、実際に健康経営を推進していくなかで、自組織に合ったオリジナルの施策の実現を目指してほしい」と期待を寄せました。さらに、「健康経営を推進していくに当たっては、経営者はもとより、保険組合や人事・総務担当者、広報担当者などさまざまな関係者が力を合わせる必要がある。労働組合の参加・参画も非常に重要な意味を持つ。ぜひ積極的に参加してほしい」と訴えました。



最強戦略としての健康経営を労働組合の視点で訴える大阪公立大学の新井客員教授

最後にマルイグループユニオンの金田素樹委員長が「マルイグループユニオンの取り組みについて」の報告を行いました。具体的には、丸井グループとして「3つの多様性（＝個人のなかの多様性、男女の多様性、年代の多様性）」と「2つの健康（＝活力のウェルネス、基盤のヘルスケア）」をつうじ、目標として掲げる「お客さまの『しあわせ』の実現」を目指していることを紹介。これを前提に、マルイグループユニオンとして「個人軸（＝健康はすべての土台、可処分所得の最大化）」と「組織軸（＝従業員の休職や減少は人的資本の喪失、健保財政悪化への備え）」の2つの軸を持って健康経営に取り組んでいることを強調しました。また、会社からの働きかけ（トップダウン）と合わせて、組合活動（＝ボトムアップ／仲間の行動）によって一人ひとりの組合員の健康に対する意識や行動を変容させるという観点から、健康に関する情報提供やウォーキング企画といったイベントの開催を実施していることを報告しました。

労働条件局主催の研修会にぜひご参加ください！

労働条件局では2025年度に下記の研修会を予定しています。①と②は後日、全組合発送にて開催案内します。

	研修会名・開催場所	日程	内容
①	春の安全衛生担当者学習会 UAゼンセン本部、またはWeb	2025年5月23日(金)	外部講師による講義と加盟組合からの事例報告など。春は労働安全分野、秋は労働衛生分野をテーマ設定しています。労使の安全衛生担当を対象としています。
②	安全衛生担当者養成講座 中央教育センター友愛の丘	2025年5月15日(木) ～17日(土)	労働安全衛生の基本と応用の講義、活動の実践（個人ワーク）、グループワークなど。安全衛生担当執行委員、組合執行部を対象とし、専門性を高めました。
③	安全衛生研修会 都道府県支部、ブロック	都道府県支部、ブロックで 随時企画・開催	労働安全衛生の基本について。組合の安全衛生担当、組合執行部を対象としています。

UAゼンセン加盟組合での重大災害発生状況 ※2024年11月末時点

死亡災害／重大災害				火災・爆発事故	
事故の型	件数	死亡者	負傷者	件数	負傷者
合計	2件	2名	1名	0件	0名
はさまれ／巻き込まれ	1件	1名	1名		
転落	1件	1名	0名		

(注) 1 2024年9月19日から2024年11月30日までにUAゼンセン本部へ報告があったもの。 2 「火災・爆発事故」は死亡者のない事故の件数と負傷者数。

厚生労働省「労働災害発生状況」 ※2024年11月7日 現在

業種	2024年(1月～10月)		2023年(1月～10月)		対2023年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減数(%)
全産業	100,676	100.0	99,353	100.0	1,323	1.3
製造業	20,165	20.0	20,315	20.4	-150	-0.7
鉱業	147	0.1	158	0.2	-11	-7.0
建設業	10,427	10.4	10,810	10.9	-383	-3.5
交通運輸事業陸上	2,281	2.3	2,263	2.3	18	0.8
貨物運送事業	12,426	12.3	12,198	12.3	228	1.9
港湾運送業	269	0.3	256	0.3	13	5.1
林業	911	0.9	902	0.9	9	1.0
農業、畜産・水産業	2,309	2.3	2,322	2.3	-13	-0.6
第三次産業	51,741	51.4	50,129	50.5	1,612	3.2

(第三次産業内訳)

第三次産業	51,741	100.0	50,129	100.0	1,612	3.2
商業	16,151	31.2	15,743	31.4	408	2.6
うち小売業	12,171	—	11,728	—	443	3.8
金融・広告	848	1.6	835	1.7	13	1.6
通信	1,956	3.8	1,719	3.4	237	13.8
保健衛生業	13,245	25.6	13,318	26.6	-73	-0.5
うち社会福祉施設	9,909	—	9,866	—	43	0.4
接客・娯楽	7,534	14.6	6,923	13.8	611	8.8
うち飲食店	4,385	—	4,105	—	280	6.8
清掃・と畜	5,357	10.4	5,041	10.1	316	6.3
警備業	1,564	3.0	1,583	3.2	-19	-1.2
その他	5,086	9.8	4,967	9.9	119	2.4

(注) 1 2024年1月1日から2024年10月31日までに発生した労働災害について、2024年11月7日までに報告があったもの。
2 死傷者数は死亡災害または休業4日以上の死傷災害に被災した人の合計数。
3 労働者死傷病報告より作成したもの。
4 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送事業と陸上貨物取扱業の合計値。
5 「その他」は教育研究、映画演劇業等の合計値である

12月の安全衛生行事

12月1日～12月30日	職場のハラスメント撲滅月間（厚生労働省） 歳末たすけあい運動（内閣府）
12月1日～2025年4月30日	安全衛生教育促進運動（中災防）
12月1日～2025年1月15日	年末年始の無災害運動（厚生労働省・中災防）
12月10日～2025年1月10日	年末年始の輸送等に関する安全総点検（国土交通省）